

聖籠町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月12日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町条例第28号

聖籠町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町後期高齢者医療に関する条例（平成20年聖籠町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 広域連合条例第2条の2の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。